

令和6年第1回（1月）上越市議会臨時会

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
報告第3号	専決処分した事件の承認について(令和5年度上越市一般会計補正予算(専第6号))	危機管理課	1~2

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	報告第3号
提出課	危機管理課

歳出科目 (P98~P99)	3款4項1目	災害救助費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
能登半島地震災害救助費	0	34,820	34,820

主な補正財源		主な経費	
県支出金	24,120	需用費	700
一般財源	10,700	委託料	34,120

【補正理由】

1月1日に発生した令和6年能登半島地震により被災した施設の迅速な復旧対応及び住宅の応急修理を行うため、国県の制度に基づく支援経費及び市が独自に上乗せする経費などを専決処分したもの（1月12日専決補正）

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
需用費	0	700	700
燃料費	0	700	700
委託料	0	34,120	34,120
被災者住宅応急修理委託料	0	34,120	34,120

【実施内容】

○避難所開設時に使用した燃料費

小学校25校（灯油4,000ℓ）、中学校7校（灯油1,000ℓ）

○被災者住宅応急修理制度

- ・令和6年能登半島地震により被害を受けた住宅のうち、準半壊以上の被害が発生した世帯を対象に、被災した屋根等の基本部分、ドア等の開口部、トイレ等の衛生設備など日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、被災者の申請を受け市が業者に依頼し、修理費用を市が直接業者に支払う。
- ・災害救助法に基づく住宅の応急修理（国制度）と新潟県独自の住宅の応急修理（県制度）に、市の独自支援を上乗せするもの

・限度額

		大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊
費用の 限度額	国制度	706	706	706	343
	県制度	1,000	500	500	300
	市制度	1,000	500	500	300
	計	2,706	1,706	1,706	943

※今回の補正額は、上記区分のうち半壊 20 世帯分を想定